

支援の対象	No.	事業名	事業内容	手続き・問い合わせ先
保護者	51	妊産婦健康診査受診票交付	母子健康手帳交付と併せて妊婦健康診査受診票(15枚)、産婦健康診査受診票(2枚)を交付し、健診費用の助成を行います。	奥州市こども家庭センター(プチベベ) 〒023-8501 奥州市水沢大手町1-1 電話番号:0197-34-2171(直通) (奥州市健康こども部健康増進課親子みらい係)
保護者	52	新生児聴覚検査、及び乳幼児健康診査受診票交付	母子手帳交付時に新生児聴覚検査受診票、出生後に乳幼児健康診査受診票(4枚)を交付し、健診費用の助成を行います。	奥州市こども家庭センター(プチベベ) 〒023-8501 奥州市水沢大手町1-1 電話番号:0197-34-2171(直通) (奥州市健康こども部健康増進課親子みらい係)
保護者	53	妊産婦タクシー助成券交付事業	母子手帳交付時に妊産婦おでかけ支援タクシー券(500円×20枚)と出産等支援タクシー助成券(上限4万円を4枚)を交付。	奥州市こども家庭センター(プチベベ) 〒023-8501 奥州市水沢大手町1-1 電話番号:0197-34-2171(直通) (奥州市健康こども部健康増進課親子みらい係)
保護者	54	児童手当	中学校卒業までの児童を養育している者に支給する手当 令和4年度の制度改正により令和4年10月支給分から、児童を養育している方の所得が一定以上の場合、支給されません。 ■支給額(月額) 3歳未満15,000円 小学生10,000円(高校生卒業までの養育している児童のうち、3番目以降の場合は15,000円)、中学生10,000円 【制度改正後】R6.10月分から適用予定 高校生年代(18歳到達後の最初の年度末)までの子どもを養育している者に支給する手当 ■支給額(月額) 3歳未満15,000円 3歳から高校生年代10,000円 ※大学生年代(22歳年度末)までの養育している児童のうち、第3子以降の場合は30,000円)	奥州市健康こども部こども家庭課家庭福祉係 〒023-8501 奥州市水沢大手町1-1 電話番号:0197-34-1589(直通)
保護者	55	特別児童扶養手当	精神又は身体に障害を有する児童を養育している者に支給する手当 ■支給額(月額)※令和6年度支給額 1級 55,350円 2級 36,860円	奥州市福祉部福祉課障がい者支援係 〒023-8501 奥州市水沢大手町1-1 電話番号:0197-34-2325(直通)

支援の対象	No.	事業名	事業内容	手続き・問い合わせ先
保護者	56	子ども医療費給付事業	高校生(18歳到達日以後の最初の3月31日までの間にある児童)までの子どもに対し、医療費の一部負担金相当額(入院時食事療養費を除く)を給付します。 ※年齢に該当していれば、高校に通ってなくても対象となります。	奥州市健康こども部保険年金課医療給付係 〒023-8501 奥州市水沢大手町1-1 電話番号:0197-34-2902(直通)
保護者	57	福祉医療資金貸付事業	医療費給付事業の受給者に対し、医療費の一部負担金の支払いが困難な場合に資金を貸付します。 ※貸付限度額＝医療費の一部負担金相当額(入院時食事療養費を除く)。	奥州市健康こども部保険年金課医療給付係 〒023-8501 奥州市水沢大手町1-1 電話番号:0197-34-2902(直通)
保護者	58	生活福祉資金貸付制度(福祉資金)	低所得世帯、障害者世帯や高齢者世帯(日常生活上療養または介護を要する世帯)に対し、日常生活上一時的に必要な費用が生じた場合や、一定の理由により生計維持が困難となった場合に、必要な相談支援を行った上で資金を貸付します。	奥州市社会福祉協議会 〒023-0851 奥州市水沢南町5-12 電話番号:0197-25-6188
保護者	59	小児慢性特定疾病医療費助成制度	厚生労働大臣が定める慢性疾病にかかっている児童等で、その疾病の程度が一定程度以上である児童等の保護者(患者が18歳以上の場合は患者本人)の方に対し、医療費を支給するものです。世帯の所得により、一部自己負担があります。	岩手県奥州保健所 〒023-0053 奥州市水沢大手町5-5 電話番号:0197-22-2831
保護者	60	教育・保育施設の保育料の無償化	国の基準に基づき、認定こども園、幼稚園、保育所及び地域型保育において、3歳児～5歳児(年少～年長児)の保育料は無料です。0歳児～2歳児は所得に応じて保育料が決定されますが多子世帯の保育料軽減を実施しています。 また、市独自の基準で、保護者が現に扶養する子で上から2番目以降の子の保育料は、無料です。	奥州市健康こども部保育こども園課幼保支援係 〒023-8501 奥州市水沢大手町1-1 電話番号:0197-34-1634(直通)
保護者	61	幼稚園の預かり保育料の無償化	保育の必要性の認定を受けた3歳児～5歳児(年少～年長児)の子どもが幼稚園の預かり保育を利用する場合、利用日数に応じて1日あたり450円まで(最大月11,300円まで)の範囲で預かり保育の利用料が無償化となります。(同様に市民税非課税世帯の満3歳の子どもは最大月16,300円までの範囲で無償化となります。)	奥州市健康こども部保育こども園課幼保支援係 〒023-8501 奥州市水沢大手町1-1 電話番号:0197-34-1634(直通)

支援の対象	No.	事業名	事業内容	手続き・問い合わせ先
保護者	62	認可外保育施設等の利用料の無償化	保育の必要性の認定を受けたお子さんが、認可外保育施設、一時預かり事業等を利用した場合、3歳児～5歳児の子どもは月額37,000円まで、0歳児～2歳児の市民税非課税世帯の子どもは月額42,000円まで利用料が無償化となります。ただし、条件がありますので詳しくはお問い合わせください。	奥州市健康こども部保育こども園課幼保支援係 〒023-8501 奥州市水沢大手町1-1 電話番号:0197-34-1634(直通)
保護者	63	副食費の免除	認定こども園、幼稚園、保育所の3歳児～5歳児(年少～年長児)の副食費(おかず、おやつ等)について、年収360万円未満相当世帯の副食費が免除となります。また、国の基準による第3子以降の子どもたちのほか、市独自の基準で保護者が現に扶養する子で上から3番目以降の子の副食費を免除します。	奥州市健康こども部保育こども園課幼保支援係 〒023-8501 奥州市水沢大手町1-1 電話番号:0197-34-1634(直通)
保護者	64	妊産婦医療費給付事業	妊娠5ヶ月に達する月の初日から出産した月の翌月末日までの妊産婦の医療費一部負担金に助成	奥州市健康こども部保険年金課医療給付係 〒023-8501 奥州市水沢大手町1-1 電話番号:0197-34-2902(直通)
保護者	65	未熟児養育医療給付事業	身体の発育が未熟な状態で生まれた子に対し医療費を助成	奥州市健康こども部健康増進課 〒023-8501 奥州市水沢大手町1-1 電話番号:0197-34-2524(直通・地域医療係)
保護者	66	妊産婦応援給付金	・妊婦健診の交通費等として3万円を支給 ・乳児健診や産婦健診の交通費等として新生児1人につき2万円を支給	奥州市こども家庭センター(プチベベ) 〒023-8501 奥州市水沢大手町1-1 電話番号:0197-34-2171(直通) (奥州市健康こども部健康増進課親子みらい係)
保護者	67	妊産婦宿泊費助成金	出産(分娩)までの間、待機することを目的に宿泊施設を利用した場合、宿泊費の一部を助成	奥州市こども家庭センター(プチベベ) 〒023-8501 奥州市水沢大手町1-1 電話番号:0197-34-2171(直通) (奥州市健康こども部健康増進課親子みらい係)
保護者	68	ハイリスク妊産婦アクセス支援事業	ハイリスク妊婦が通院や出産する際の交通費や宿泊する場合に要する経費を助成(5万円上限)	奥州市こども家庭センター(プチベベ) 〒023-8501 奥州市水沢大手町1-1 電話番号:0197-34-2171(直通) (奥州市健康こども部健康増進課親子みらい係)
保護者	69	出産・子育て寄り添い支援事業	妊娠期から子育て期まで一貫して行う伴走型支援と、妊婦及び赤ちゃん訪問後の保護者に対し寄り添い支援金の支給を一体的に行う。	奥州市こども家庭センター(プチベベ) 〒023-8501 奥州市水沢大手町1-1 電話番号:0197-34-2171(直通) (奥州市健康こども部健康増進課親子みらい係)

支援の対象	No.	事業名	事業内容	手続き・問い合わせ先
母子、父子家庭	70	子育て応援在宅育児支援金	保育所等を利用せず在宅で第2子以降の児童を養育している世帯に対し、支援金を支給します。 ■支援金の額:対象児童1人当たり、月額1万円	奥州市健康こども部保育こども園課幼保支援係 〒023-8501 奥州市水沢大手町1-1 電話番号:0197-34-1634(直通)
母子、父子家庭	71	労働者等生活安定支援資金貸付金制度	労働者等の生活の安定を図ることを目的とし、事業者の都合による離職が生じた際や、育児・介護休業期間に必要な生活資金を貸付けることにより生活の安定を支援する。	県HP:岩手県商工労働観光部定住推進・雇用労働室 -労働者等生活安定支援資金貸付制度 問い合わせ先:東北労働金庫岩手県本部 電話番号:0120-1919-62
母子、父子家庭	72	児童扶養手当	ひとり親世帯等へ支給する手当 ■支給額(月額)※令和6年度支給額 全額支給の場合1人目45,500円、第2子10,750円、第3子6,450円(R6.4~)	奥州市健康こども部こども家庭課家庭福祉係 〒023-8501 奥州市水沢大手町1-1 電話番号:0197-34-1589(直通)
母子、父子家庭	73	ひとり親家庭等医療費給付事業	18歳到達日以後の最初の3月31日までの間にある児童を扶養するひとり親家庭等に対し、医療費の一部負担金相当額(入院時食事療養費を除く)を給付します。	奥州市健康こども部保険年金課医療給付係 〒023-8501 奥州市水沢大手町1-1 電話番号:0197-34-2902(直通)